

公 告 第 2 号

平成22年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定による、当健康保険組合の平成21年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び平成22年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成22年2月1日

ビックカメラ健康保険組合
理 事 長 金 澤 正 晃

記

1. 平成21年9月30日現在の平均標準報酬月額

285,936円

2. 平成22年度における標準報酬月額

21等級 280,000円

3. 適用年月日

自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日